

一般社団法人日本医療薬学会薬物療法専門薬剤師認定制度規程

第1章 総則

(目的)

第1条 一般社団法人日本医療薬学会（以下、本学会と略記）の薬物療法専門薬剤師認定制度は、幅広い領域の薬物療法における高い水準の知識、技術および臨床能力を駆使して、他の医療従事者と協働して薬物療法を実践することより、患者に最大限の利益をもたらすことができる信頼される薬剤師を養成し、国民の保健・医療・福祉に貢献することを目的とする。

(認定制度)

第2条 前条の目的を達するため、本学会の薬物療法専門薬剤師認定制度規程を制定し、広範な薬物療法に一定水準以上の実力を有し、現に医療現場において活躍している薬剤師を薬物療法専門薬剤師として認定する。また、薬物療法専門薬剤師の養成に必要な研修を遂行するための指導者ならびに施設を認定する。

(認定の種類)

第3条 本学会の認定する種別は、次のとおりである。

- 1) 薬物療法専門薬剤師
- 2) 薬物療法指導薬剤師
- 3) 薬物療法専門薬剤師研修施設

(薬物療法専門薬剤師)

第4条 薬物療法専門薬剤師とは、幅広い領域の薬物療法における高度な知識と技術を用いて、他の医療従事者と協働した薬物療法の実践により、患者に最大限の利益をもたらすことができる者として、本学会が実施する薬物療法専門薬剤師認定審査に合格した者をいう。

2 薬物療法専門薬剤師の認定を申請する者は、以下の資格をすべて具備することを要する。

(1) 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師として優れた人格と見識を備えていること。

(2) 薬剤師としての実務経験を5年以上有すること。

(3) 申請時において、引き続き5年以上継続して本学会会員であること。

(4) 本学会認定薬剤師であること。

(5) 本学会が認定する薬物療法専門薬剤師研修施設において、本学会の定めた研修コアカリキュラムに従って、薬物療法に関する5年以上の研修歴を有すること。

- (6) 本学会が認定する薬物療法の講習会を5年間で50単位以上履修していること。
- (7) 自ら実施した5年間の薬剤管理指導の実績50症例（4領域以上の疾患）を提出すること。
- (8) 医療薬学に関する全国学会あるいは国際学会での発表が2回以上あり、本学会が主催する年会での本人が筆頭発表者となった発表を1回以上含むこと。
- (9) 医療薬学に関する学術論文が2報以上あり、本人が筆頭著者である論文を1報以上含むこと。学術論文は、国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌に複数査読制による審査を経て掲載された医療薬学に関する学術論文であること（複数査読を経ていない論文や商業誌の掲載論文は、本条の対象外）。
- (10) 本学会が実施する薬物療法専門薬剤師認定試験に合格すること。

（薬物療法指導薬剤師）

第5条 薬物療法指導薬剤師とは、薬物療法専門薬剤師としての経験に基づく高度な知識および技術を有し、他の薬剤師に対する指導的役割を果たすとともに、研究活動についても自ら推進することができる能力を有すると認められた者をいう。

2 薬物療法指導薬剤師の認定を申請する者は、以下の資格をすべて具備することを要する。

- (1) 薬物療法専門薬剤師として5年間以上医療現場で活動していること。
- (2) 本学会が認定する薬物療法の講習会を5年間で50単位以上履修していること。
- (3) 自ら実施した5年間の薬剤管理指導の実績50症例（6領域以上の疾患）を提出すること。
- (4) 査読制のある国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌に掲載された医療薬学に関する学術論文が5編以上（うち、少なくとも1編は筆頭著者）、国際学会あるいは全国規模の学会における医療薬学に関する学会発表が5回以上（うち、少なくとも1回は発表者）の全てを満たしていること。

（薬物療法専門薬剤師研修施設）

第6条 薬物療法専門薬剤師研修施設とは、一定水準以上の診療体制・実績を有し、且つ薬剤師による薬物療法への積極的貢献があり、薬物療法専門薬剤師を養成するための体制が整備されていると認められた施設をいう。

2 薬物療法専門薬剤師研修施設は、以下の(1)～(4)のすべての資格と、(5)～(8)のうち3つ以上の資格を具備していることを要する。

- (1) 薬物療法指導薬剤師あるいは本学会指導薬剤師1名以上が常勤として勤務しているこ

と。

- (2) 4領域以上の疾患患者に対する入院および外来診療を実施していること。
 - (3) 入院患者への総合的な薬学的管理（薬剤管理指導業務）を年間500件以上実施していること。
 - (4) 医薬品の安全性情報を一元管理していること。
 - (5) 退院時の指導を実施していること。
 - (6) 麻薬使用患者への服薬指導を実施していること。
 - (7) 無菌製剤の調製を実施していること。
 - (8) 薬物血中濃度に基づく処方設計を実施していること。
- 3 別途定める研修コアカリキュラムに沿った研修を可能とする設備と機能を有すること。

第2章 運営・実施機関

(運営)

第7条 薬物療法専門薬剤師制度の維持と運営には、薬物療法専門薬剤師認定制度委員会（以下、認定制度委員会と略記）が当たる。

(委員会)

第8条 認定制度の実施のため認定制度委員会のほか、薬物療法専門薬剤師試験委員会および薬物療法専門薬剤師研修委員会を設ける。

2 各委員会の役割は、次の各号のとおりとする。

- 一 認定制度委員会は、薬物療法専門薬剤師、薬物療法指導薬剤師ならびに薬物療法専門薬剤師研修施設の認定審査を行うほか、制度全般の維持ならびに運営を担う。
- 二 薬物療法専門薬剤師試験委員会は、主に薬物療法専門薬剤師認定試験を行う。
- 三 薬物療法専門薬剤師研修委員会は、主に薬物療法専門薬剤師の育成を目的とした研修コアカリキュラムの策定・更新ならびにテキストの作成、また、本学会が主催する講習会・集合研修の企画運営ならびに本学会が認定する他の学術団体主催の薬物療法に関する講習会・集合研修の認定を行う。

第3章 薬物療法専門薬剤師等の認定等

(申請)

第9条 薬物療法専門薬剤師、薬物療法指導薬剤師または薬物療法専門薬剤師研修施設の認定を申請する者は、申請時において本規程の第4条の2の資格(1)から(8)、第5条ま

たは第6条にそれぞれ定める申請に必要な資格をすべて満たし、認定申請書と共に認定申請資格を証明する書類を提出し、認定審査を受けなければならない。

(認定試験)

第10条 薬物療法専門薬剤師認定試験を受験する者は、前条の認定審査により受験資格を有することが確認された者とする。

(審査・認定)

第11条 薬物療法認定薬剤師認定制度における全ての認定を申請する者に対する認定審査および薬物療法専門薬剤師認定試験の判定審査は、認定制度委員会が行う。

2 認定は、認定制度委員会の審査の結果を受けて、理事会の議を経て会頭が行う。

3 薬物療法専門薬剤師、薬物療法指導薬剤師または薬物療法専門薬剤師研修施設として認定された者または施設に認定証を交付する。

(登録)

第12条 前項の認定証の交付を受けた者または施設を名簿に登録し、その氏名および所属施設名または施設名を公表する。

(認定の更新)

第13条 薬物療法専門薬剤師、薬物療法指導薬剤師ならびに薬物療法専門薬剤師研修施設の認定は資格取得後5年間であり、5年ごとにこれを更新しなければならない。

(薬物療法専門薬剤師の更新)

第14条 薬物療法専門薬剤師の更新を申請する者は、更新申請時点において以下の資格をすべて具備することを要する。

(1) 本学会が認定する薬物療法の講習会を5年間で50単位以上履修していること。

(2) 自ら実施した5年間の薬剤管理指導あるいは保険薬局での患者指導の実績50症例(4領域以上の疾患患者)を提出すること。

(薬物療法指導薬剤師の更新)

第15条 薬物療法指導薬剤師の更新を申請する者は、更新申請時点において以下の資格をすべて具備することを要する。

(1) 本学会が認定する薬物療法の講習会を5年間で50単位以上履修していること。

(2) 第6条に定める施設あるいは地域・学会等において5年間指導的役割を果たしてきたこと。

(薬物療法専門薬剤師研修施設の更新)

第16条 薬物療法専門薬剤師研修施設の更新は、更新申請時点において第6条に定める

資格をすべて具備していることを要する。

(更新の申請)

第17条 薬物療法専門薬剤師、薬物療法指導薬剤師ならびに薬物療法専門薬剤師研修施設の認定を更新する者は、更新申請時において更新条件をすべて満たし、更新申請書と共に更新条件を証明する書類を提出し、更新審査を受けなければならない。

2 薬物療法専門薬剤師あるいは薬物療法指導薬剤師の認定期間中あるいは更新申請時において、産前産後休暇・育児休暇・介護休暇・海外留学・病気療養などの理由により更新要件を満たさない場合は最長3年間まで更新を保留することができる。

3 更新保留を希望する者は、本来の更新申請時点において、前項の理由を証明する書類を提出し、認定制度委員会の承認を受けなければならない。

4 薬物療法専門薬剤師資格の更新保留中は、薬物療法専門薬剤師を標榜することはできないが、薬物療法専門薬剤師を対象とする研修会等には参加することができる。

5 薬物療法指導薬剤師資格の更新保留中は、薬物療法専門薬剤師認定申請のための研修修了証明書の指導者として証明することはできないが、薬物療法指導薬剤師を対象とする研修会等には参加することができる。

(更新の審査・認定)

第18条 更新の認定を申請する者に対する認定審査は、認定制度委員会が行う。

2 更新の認定は、認定制度委員会の審査の結果を受けて、理事会の議を経て会頭が行う。

(認定の喪失・取消)

第19条 認定された後、薬物療法専門薬剤師、薬物療法指導薬剤師ならびに薬物療法専門薬剤師研修施設としてふさわしくない行為があった場合、または薬物療法専門薬剤師、薬物療法指導薬剤師ならびに薬物療法専門薬剤師研修施設として不適と認められた場合には、認定制度委員会、理事会の議決によって、認定を取り消すことができる。ただしこの場合、当該者に対し、弁明の機会が与えられなければならない。

2 日本国の薬剤師免許を喪失、返上または剥奪されたときは、薬物療法専門薬剤師および薬物療法指導薬剤師の資格を喪失する。

3 本学会を退会した場合には、退会時点において薬物療法専門薬剤師、薬物療法指導薬剤師の資格を喪失する。

4 薬物療法専門薬剤師、薬物療法指導薬剤師、薬物療法専門薬剤師研修施設の認定を辞退したときは、その時点において認定を取り消す。

5 薬物療法専門薬剤師研修施設について、本規程の細則第4条に該当する場合は、その

時点で認定を取り消す。

6 薬物療法専門薬剤師、薬物療法指導薬剤師、薬物療法専門薬剤師研修施設の更新申請を行わなかったとき、または更新を認められなかったときは資格を喪失する。

第4章 規程の変更

(規程の改廃)

第20条 本規程の改廃は、理事会において行う。

第5章 補則

(その他)

第21条 本規程に定めるもののほか、本規程の実施について必要な事項は別に定める。

附則

本規程は平成29年4月1日から施行する。

平成24年3月28日 制定

平成27年10月25日 改正

平成29年3月24日 改正